

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会が主催する

設計者選定システム「住・緑・家」コンペティション 要綱

平成26年 5月22日制定

令和 2年 3月27日改定

令和 3年 9月17日改定

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「神事協」という。）は、建築物等の建設を希望する者に対し、設計者選定システムを提供することにより、地域社会における建築文化の向上および公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この事業の名称は、設計者選定システム「住・緑・家」コンペティション（以下、「コンペ等」という。）という。

(建築物等の建設を希望する者)

第3条 建築物等の建設を希望する者とは、神事協に対して申込み手続きを行った者（以下、「申込者」という。）をいう。

(応募登録事務所)

第4条 応募登録事務所とは、神事協の正会員事務所とし、開催するコンペ毎に作成する募集要項にもとづき、申込み手続きを行った事務所をいう。

(事業)

第5条 このコンペ等は、申込者が希望する建築物等の建設を実現するため、応募登録事務所より設計者を選定する機会の提供を行う。

(提案内容)

第6条 応募登録事務所の提案は、設計業務および工事監理業務を前提とする基本計画立案とする。

(業務・運営)

第7条 このコンペ等を遂行する為の業務、運営は「住・緑・家」運営特別委員会が行う。

(守秘義務)

第8条 このコンペ等にかかわる者は、業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 このコンペ等に関する事務局は、神事協内に置く。

(会計)

第10条 このコンペ等に関する諸費用は、神事協の予算内において行う。

(要綱の運用)

第11条 この要綱の運用に関し、必要な事項は神事協において別に定める。

(改廃)

第12条 本要綱の改廃は、神事協の理事会の承認を得なければならない。

付則 この要綱は、平成26年 5月22日 より施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 3月27日 より施行する。

付則 この要綱は、令和 3年 9月17日 より施行する。